

第 1

總 論

目次

包括外部監査の概要

1	監査の種類.....	1 - 3
2	外部監査の対象とした特定の事件（テーマ）.....	1 - 3
3	監査対象期間.....	1 - 3
4	テーマ選定の理由.....	1 - 3
5	監査の視点.....	1 - 4
6	主な監査手続.....	1 - 4
7	外部監査の実施期間.....	1 - 4
8	包括外部監査人及び補助者.....	1 - 4
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係.....	1 - 5
10	その他.....	1 - 5

監査対象の概要

1	県立学校の概要.....	1 - 6
2	群馬県教育委員会の機構図.....	1 - 7
3	群馬県教育委員会各課の業務内容.....	1 - 8
4	県立学校に係る収支の状況.....	1 - 10
5	群馬県教育委員会における学校教育改革について.....	1 - 13
6	最近における県立学校をめぐる諸問題について.....	1 - 18

監査の結果及び意見の要約

(県立学校)

1	教職員等の人事費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか	1 - 22
2	入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか	1 - 22
3	教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか	1 - 23
4	収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか	1 - 25
5	学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか	1 - 26
6	情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか	1 - 29

総 論

7 その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切に
なされているか、また管理運営は効率的に行われているか…………… 1 - 30

(教育委員会事務局)

1 管理課	1 - 33
2 福利課	1 - 35
3 学校人事課	1 - 35
4 高校教育課	1 - 37
5 スポーツ健康課	1 - 38
6 群馬県総合教育センター	1 - 38
(別紙 監査の結果及び意見の件数)	1 - 42

包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

(1) 監査テーマ

県立学校（高等学校、特殊教育諸学校等）の財務事務の執行及び管理運営について

(2) 監査対象機関

県立学校 高等学校（8校）、特殊教育諸学校（2校）

教育委員会事務局 県立学校の財務に関する事務が執行される関係各課（6課）

3 監査対象期間

主として平成 17 年度（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 18 年度分についても監査対象とした。

4 テーマ選定の理由

近年、教育をめぐる社会環境が、少子化、核家族化、国際化、高度情報化などにより大きく変化している一方で、地方公共団体においては、地方分権が進展する中、教育行政分野においても、その責任と権限が拡大しており、今まで以上に、地域のニーズに応じた教育行政を効果的・効率的に実施していくことが強く求められている。

そのような環境下、群馬県では平成 18 年度教育委員会運営の基本方針のなかで「群馬の未来を担う人づくり」を目標に掲げ、学校教育の充実に向け具体的施策に取り組んでいる。

また、教育費は平成 18 年度一般会計予算では 1,783 億円と群馬県歳出全体の 22.4% を占めており、そのうち県立学校には 528 億円の予算が計上されている。

このような県立学校が、適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは、県民の関心のあるところである。

そこで、これらの県立学校の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成していくように管理運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

5 監査の視点

- (1) 教職員等の人事費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか
- (2) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか
- (3) 教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか
- (4) 収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか
- (5) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか
- (6) 情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか
- (7) その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか
- (8) 教育委員会事務局関係各課の業務は適切に行われているか

6 主な監査手続

- (1) 事務執行手続については、担当者への質問、関係書類の照合及び関係諸法令への準拠性の検討を実施した。
- (2) 特に契約事務については、入札及び随意契約の妥当性の検討を実施した。
- (3) 施設及び備品については、取得及び管理運営状況の調査、現場視察、現品確認並びに台帳等との照合等を実施した。
- (4) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理については、担当者への質問及び関係書類との照合により検討した。
- (5) 情報機器の利用に伴う管理については、施設の視察及び担当者への質問並びに関係法令及び関係書類との照合を実施した。
- (6) 管理運営が効率的に行われているかについては、行政コスト計算書の作成・分析による効率性の検討を行った。

7 外部監査の実施期間

県立学校 平成18年7月24日から平成18年8月25日まで

教育委員会事務局 平成18年6月23日から平成18年9月15日まで

8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 林 章

- (2) 補助者

公認会計士 田 中 誠

公認会計士 横 山 太喜夫

公認会計士 永井乙彦
公認会計士 松井理
公認会計士 鈴木祥浩
公認会計士 廣瀬信二

9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に定める利害関係がないことを確認した。

10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各県立学校や教育委員会各課に対しての改善意見であるが、項目によつては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

監査対象の概要

1 県立学校の概要

群馬県における県立高等学校及び県立特殊教育諸学校の種類と学校数は次のとおりである。

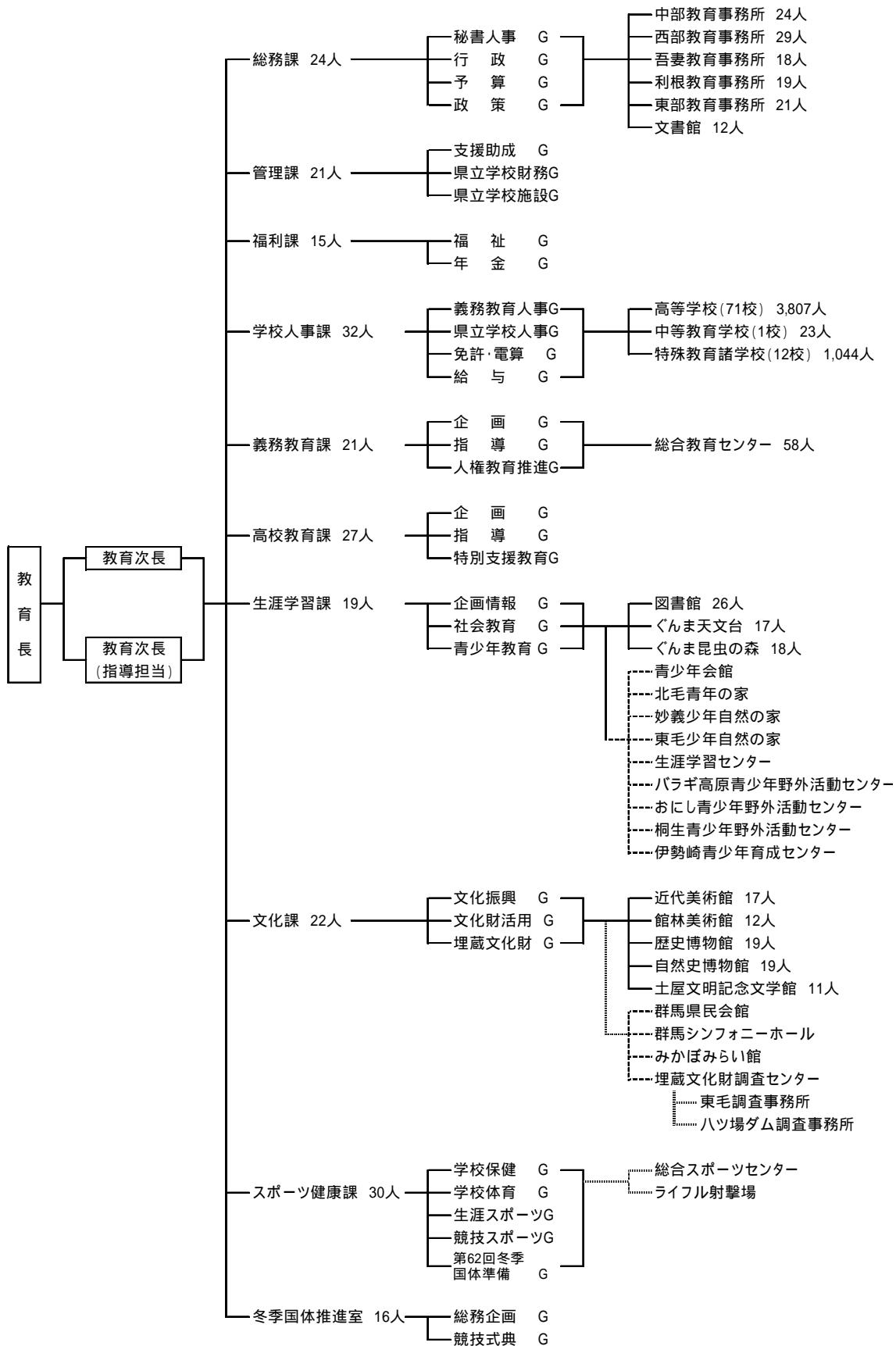
(平成17年度)

種類	学校数	教職員数	生徒数
県立高等学校	71	3,814	41,767
全日制	69	3,718	40,315
(うち定時制併設)	(12)	(902)	(8,706)
(うち通信制併設)	(2)	(142)	(2,855)
定通併設	2	96	1,452
県立特殊教育諸学校	12	1,046	1,344
盲学校	1	77	54
聾学校	1	90	95
養護学校	10	879	1,195

上記のうち、監査対象とした県立高校等は次のとおりである。

学校名	略称	属性	選定理由
前橋女子高等学校	前橋女子	普通	生徒数で県内最大規模の普通科女子高校である。
勢多農林高等学校	勢多農林	農業	生徒数で県内最大規模の農業高校である。
前橋工業高等学校	前橋工業	工業	大規模な工業高校であり、最近校舎の移転が行われ多額の設備投資が行われている。
高崎商業高等学校	高崎商業	商業	定時制を併設した商業高校であり、大規模校である。
新田暁高等学校	新田暁	総合学科	総合学科を設置している高校である。
沼田高等学校	沼田	普通	定時制を併設した伝統のある普通科男子高校である。
利根実業高等学校	利根実業	農業・工業	農業課程と工業課程を併設したユニークな高校である。
万場高等学校	万場	普通	へき地相当校で小規模普通科高校である。
盲学校	盲学校	特殊教育	群馬県の特殊教育諸学校の中で代表的な学校である。
榛名養護学校	榛名養護	特殊教育	大規模な養護学校であり沼田分校も有している。また、給食事業も行っている。

2 群馬県教育委員会の機構図（平成 18 年 3 月 31 日現在）



総論

3 群馬県教育委員会各課の業務内容（平成18年3月31日現在）

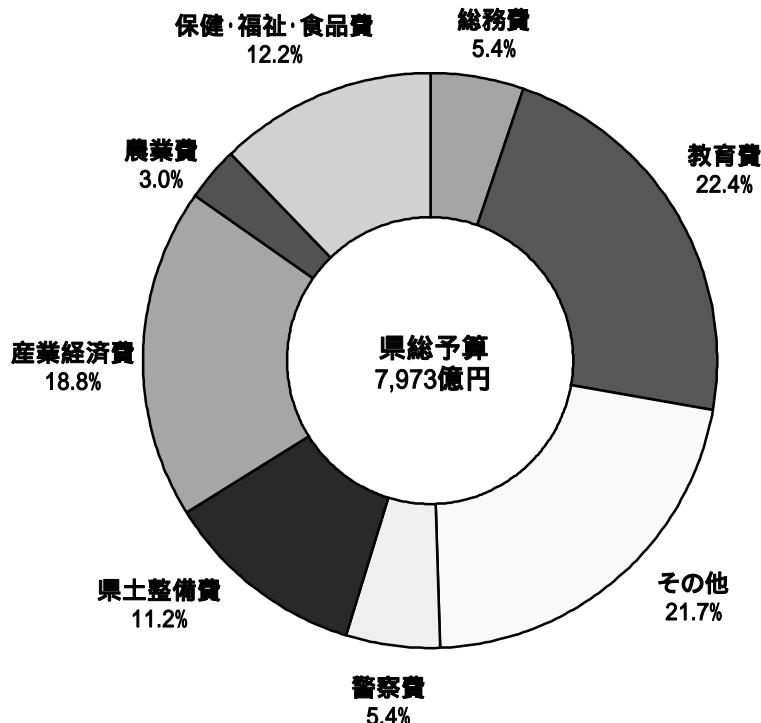
課名（グループ名）	事務分掌
総務課	
秘書人事グループ	教育長秘書、事務局人事、組織定数、服務、職員団体、事務局等職員の給与
行政グループ	教育委員会会議、市町村教委指導、教委所管公益法人指導監督、叙勲、文書管理
予算グループ	議会、企画調整、事務局の予算・決算・会計、統計調査（地方教育費調査など）、群馬県の教育・教育便覧・教育年報の発行
政策グループ	教育施策の調査研究、広報広聴、教育行政の情報化推進、報道機関との連絡調整、広報紙（教育ぐんま）、教委ホームページ、局運営方針の策定
管理課	
支援助成グループ	公立学校施設整備費等の国庫補助、就園奨励費補助、高等学校等奨学金、県立学校授業料免除
県立学校財務グループ	県立学校運営費予算・決算、県立学校会計事務指導、産振法等国庫補助、県立学校授業料、県立学校財産管理、用地取得処分、施設台帳整備、工事事務、土地建物賃貸借契約
県立学校施設グループ	県立学校施設整備
福利課	
福祉グループ	職員の福利厚生、県教育委員会職員（事務局・県立学校等）の定期健康診断、労働安全衛生
年金グループ	教職員の恩給及び退職年金、教職員の退職手当
学校人事課	
企画グループ	学校の組織運営に関する調査研究、教職員の勤務実態調査（ゆとり確保のための調査）、教職員人事評価研修、中核市等への人事権委譲、学校職員に係る特定事項の企画及び調査研究
義務教育人事グループ	教職員人事・服務・採用・定数、職員団体、勤務条件、人事評価、海外日本人学校への教員派遣、教員の体罰等に関する苦情、小学校少人数学習支援事業（さくらプラン）、中学校第一学年生活充実支援事業（わかばプラン）
県立学校人事グループ	教職員人事・服務・採用・定数、職員団体、勤務条件、人事評価、教員の体罰等に関する苦情、県立学校の実習助手（農業助手、工業助手、商業助手）・寄宿舎指導員・公仕（一般用務、給食業務）の募集、県立学校の非常勤講師・補助教職員などの募集
免許・電算グループ	教職員免許の授与・書換・証明、教員免許取得に関する認定講習、教職員の履歴管理・証明、給与電算処理システムの管理、人事・給与事務に関するシステム開発
給与グループ	学校職員の給与・旅費・公務災害補償、給与入出力帳票審査、教育委員会職員の所得税の源泉徴収及び県市町村民税の特別徴収

課名(グループ名)	事務分掌
高校教育課 企画グループ	高校教育改革推進、中高一貫教育、児童生徒健全育成、訴訟、情報公開、学校評価、特別活動指導、教職員長期社会体験研修、不登校、少年育成センターとの連携、スクールカウンセラーの事務、ボランティア活動、ぐんま中学生・高校生いきいき活動フォーラム、ようこそ先輩
指導グループ	教科指導、教育課程、教科書採用、高校入学者選抜、進路指導、情報教育推進、公立高校の開校・閉校・統廃合、学校評議員制度、社会人講師受入、A L T (高校)、R E X 計画、学校図書館(高校)、高校音楽教室、高校総合文化祭、国内・海外修学旅行、スーパー・サイエンスハイスクール(SSH)、サイエンス・パートナーシップ(SPP)、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(SELH)、産業教育審議会、産業教育フェア、農業高校留学生受入事業、ぐんまトライワーク推進事業(高校生長期インターンシップ)、いきいき高校生海外派遣、数学コンテスト、国際サマーキャンプ
特別支援教育グループ	就学指導、教育課程、就学奨励費、盲・聾・養護学校指導、特殊学級指導、特別支援教育サポート事業、養護学校医療的ケア支援、養護学校就業支援、県立盲・聾・養護学校の教育相談
スポーツ健康課 学校保健グループ	保健教育、保健指導、環境衛生、健康管理、健康診断、歯科衛生、性教育、薬物乱用防止教育、学校保健会、巡回診察、学校給食会、食育推進、関係団体との調整(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)、学校安全、交通安全、学校給食指導、栄養・衛生管理、給食施設整備補助
学校体育グループ	学校体育指導、体力向上対策、学校体育団体育成、小・中・高・特殊学校体育大会の開催、榛名高原学校
生涯スポーツグループ	生涯スポーツ活動の普及・振興、施策の推進、社会体育施設整備、スポーツプログラマー関係、オリエンテーリング、全国スポーツ・レクリエーション祭、総合型地域スポーツクラブ、広域スポーツセンター、県体育指導委員協議会、体力つくり群馬県民会議、県レクリエーション協会、県スポーツ少年団、県有スポーツ施設の整備と管理運営、総合スポーツセンター(ぐんまアリーナ、ぐんま武道館、弓道場、アイスアリーナ)、伊香保リンク、ライフル射撃場、(財)県スポーツ振興事業団の運営
競技スポーツグループ	競技力向上対策、スポーツ賞頒彰、国民体育大会選手団派遣、県民マラソン、県100Km 駅伝競走大会
教育事務所(共通) 学校教育グループ	教職員人事、教育課程、教科指導、生徒指導、進路指導、健康教育

課名(グループ名)	事務分掌
総合教育センター	
総務グループ	連絡調整、庶務、施設の維持管理
研究企画グループ	調査研究、研修の企画・運営、総合的な調整
義務教育研究グループ	義務教育の強化に関する調査研究・研修
高校教育研究グループ	高校教育の強化に関する調査研究・研修
職業情報研究グループ	職業教育・情報教育・教育機器に関する調査研究・研修、教育関係資料の収集、作成、提供及び活用
生徒指導相談グループ	生徒指導及び教育相談の企画・実施、生徒指導及び教育相談に関する調査研究・研修
特別支援研究グループ	子どもの発達相談の企画・実施、特別支援教育に関する調査研究・研修

4 県立学校に係る収支の状況

(1) 平成 18 年度県予算の内訳



平成 18 年度群馬県の一般会計当初予算は約 7,973 億円である。このうち教育費は約 1,783 億円と群馬県歳出全体の 22.4% を占め、最も多額の費目である。

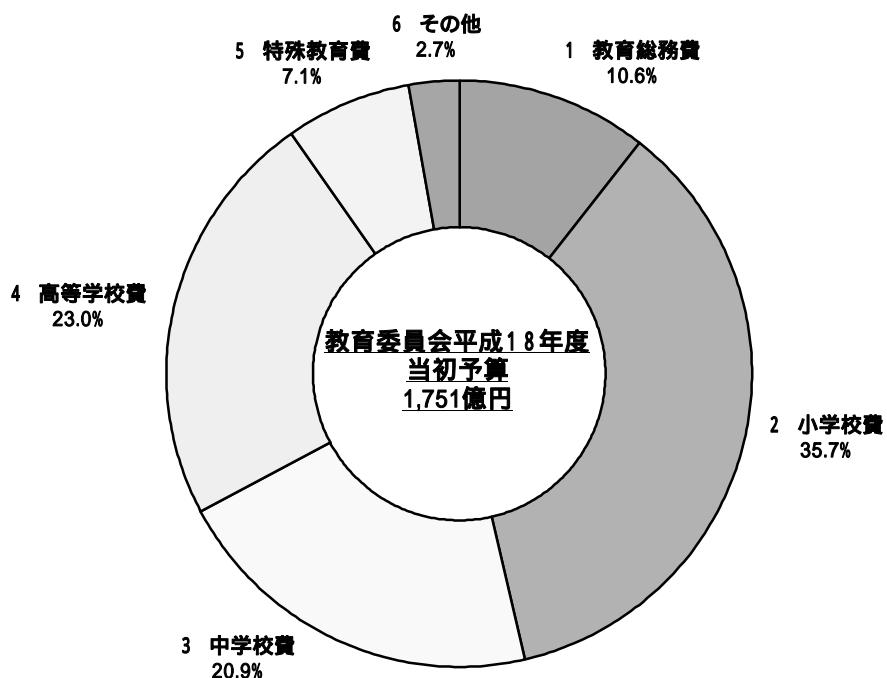
(2) 教育費の推移

教育費の一般会計当初予算のうち、教育委員会に係るもの 5 年度間の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

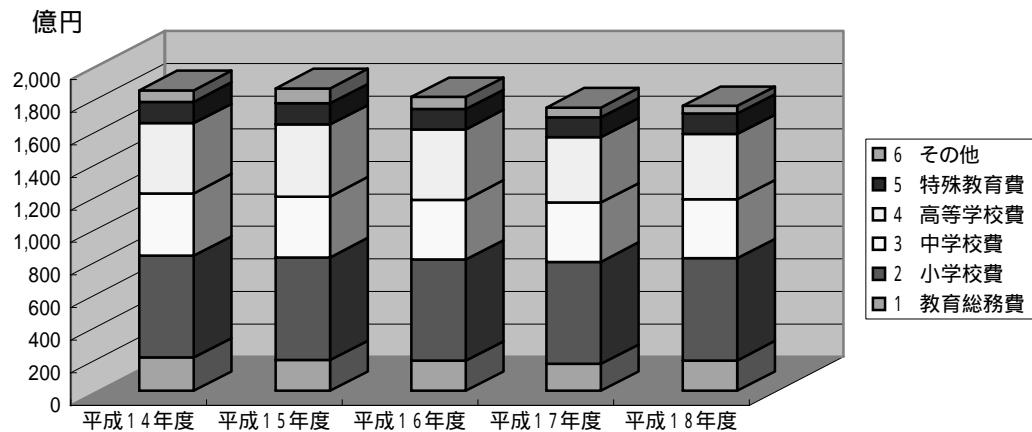
項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
教 育 総 務 費	20,374	18,748	18,384	16,465	18,632
小 学 校 費	62,470	63,117	62,126	62,657	62,524
中 学 校 費	38,766	37,727	37,063	36,810	36,551
高 等 学 校 費	43,077	44,005	43,213	39,939	40,253
特 殊 教 育 費	13,260	13,104	12,544	12,303	12,505
そ の 他	7,029	9,142	7,392	6,013	4,672
合 計	184,976	185,843	180,722	174,187	175,137
(うち県立学校)	(56,337)	(57,109)	(55,757)	(52,242)	(52,758)

注 県立学校の数値は高等学校費と特殊教育費の合計額である。

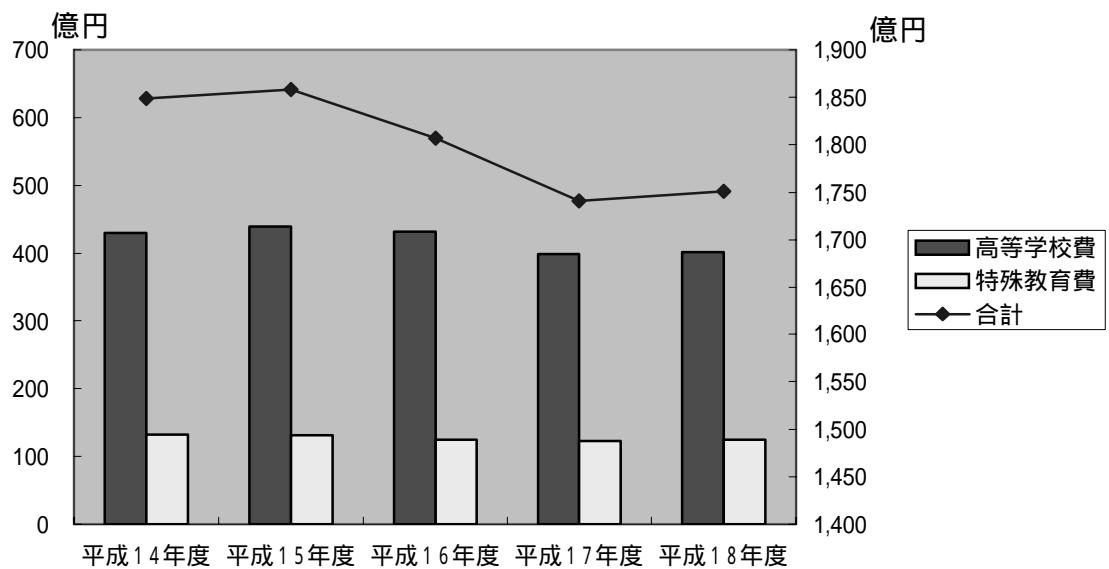
教育委員会平成 18 年度当初予算の内訳

教育委員会の平成 18 年度当初予算のうち、高等学校費は 40,253 百万円 (23.0%) 、特殊教育費は 12,505 百万円 (7.1%) 、合計は 52,758 百万円 (30.1%) である。

教育委員会当初予算の推移



高等学校費、特殊教育費の推移



高等学校費は平成 18 年度 40,253 百万円であり、平成 14 年度の 43,077 百万円と比較して 2,824 百万円 (6.6%) 減少している。また、特殊教育費は平成 18 年度 12,505 百万円であり、平成 14 年度の 13,260 百万円と比較して 755 百万円 (5.7%) 減少している。これは、主に生徒数の減少による影響が大きいと思われる。

5 群馬県教育委員会における学校教育改革について

群馬県教育委員会では、県立高等学校の改革を、平成7年3月の群馬県後期中等教育審議委員会の報告「新しい時代に対応する本県高等教育の改革について」に基づき、総合学科や単位制高校の設置、新たなニーズに対応した新学科の開設、多様化・個性化に対応した高等学校入学者選抜の改善などに取り組んできた。

下記の表に示されるとおり、中学校卒業生徒数は平成2年3月の約34,000人をピークに、その後減少し続け、平成18年3月には約20,000人まで減少している。今後も卒業生の減少が見込まれており、平成32年には約18,000人とピーク時のおよそ半分にまで減少することが予想されている。



このように、生徒数の減少は長期的かつ大幅なものであり、1学級の人数の低減や学級数の減少による対応では、各学校の小規模化が進み、学習活動に支障をきたすおそれがあることから、平成12年5月に「群馬県学校教育改革推進計画策定委員会」を発足させて、抜本的な再編整備、通学区域の見直し、男女共学、総合学科・単位制高校の設置・充実、中高一貫教育校の設置などについて審議してきた。

「群馬県学校教育改革推進計画策定委員会」は平成13年9月に「21世紀に求められる群馬の高校教育」として群馬県教育委員会へ最終報告を行い、群馬県教育委員会はこの内容を検討し、平成14年2月に「高校教育改革基本方針」を策定した。「高校教育改革基本方針」は、平成14年度以降の10年間の整備を視野に入れたものであるが、平成18年までの高校教育改革について記述している。

「高校教育改革基本方針」にある、高校の再編整備についての群馬県教育委員会の考えは次のとおりである。

(1) 高校の統合

高校の適正規模は1学年当たり4~8学級とし、適正規模の維持が見込まれない学校は、統合を検討する。

適正規模の維持が見込まれる学校であっても、統合することにより活性化が期待される場合には、統合を検討する。

統合の検討にあたっては、特色ある学校づくりの推進状況、生徒の通学状況、生徒の志願状況などを考慮する。

~ の観点から、次のとおり高校の統合を実施する。

- ・ 藤岡高校と藤岡女子高校を統合し、数理科学科を併置する普通科高校を設置する。
- ・ 伊勢崎東高校と境高校を統合し、国際科を併置する普通科高校を設置する。
- ・ 安中高校、安中実業高校、松井田高校を統合し、多様な学習内容の中から学びたいことを選択できる総合学園高校を設置する。

(2) 高校の改編

高校の改編にあたっては、当該校の充実はもとより、全県的な視野に立って、学校、学科の適正な配置に留意する。

総合学科高校、単位制高校、フレックススクールについては、生徒のニーズの高まり、通学の利便性などを考慮して設置する。

~ の観点から、次のとおり学校の改編を実施する。

- ・ 前橋東高校を普通科系の総合学科高校に、伊勢崎興陽高校を専門学科系の総合学科高校にそれぞれ改編する。
- ・ 高崎北高校と伊勢崎女子高校を、進路希望などに応じて柔軟な科目選択

ができる単位制高校にそれぞれ改編する。

- ・ 太田西女子高校を、自らの学習スタイルに合わせて学べるフレックススクールに改編する。

(3) 高校入学者選抜と通学区域の見直し

入学者選抜においては、平成12年度より前期選抜と後期選抜を設け受験機会の複数化を図り、多様な選抜尺度を持った制度の導入を図った。今後も、この入試制度の活用・充実を図る。

普通科の高校において設けられている通学区域については、中学生のいわゆる「行きたい学校」へ進学するという要望に一層応えていく。

～ の観点などを踏まえ、次のとおりの入学選抜方法と通学区域について実施する。

- ・ 高校の特色をより打ち出すための入学選抜方法として、各学校の特色に応じた学校独自の学力検査による選抜も可能な制度の導入を図る。
- ・ 再編整備を行った普通科高校については、通学区域を全県1学区とする。
- ・ 再編整備の進捗状況により、すべての高校においても通学区域を全県1学区としていく。

(4) 高校の男女共学化

学校関係者や地域の理解を得ながら男女共学化を推進する。男女共学化に際しては、統合や改編と関連させるとともに、それぞれの高校の特色化を図る。

の観点などを踏まえて、次のとおり男女共学化を実施する。

- ・ 藤岡高校と藤岡女子高校を統合した高校は男女共学とする。
- ・ 伊勢崎東高校と境高校を統合した高校は男女共学とし、同時に、伊勢崎女子高校は単位制高校に改編するのに伴い男女共学とする。
- ・ 太田西女子高校はフレックススクールに改編するに伴い男女共学とする。

(5) 中高一貫教育の導入

6年間の計画的・継続的な指導を通して、生徒一人一人の個性・能力の伸長を図る。

生徒の保護者の学校選択の幅を拡大するため「教育制度の複線化」（「6・3・3」制のほかに中高一貫教育による「6・6」制などを導入し、多様な学校制度を選択できるようにすること）を図る。

- ～ の観点などを踏まえ、次のとおり中高一貫教育を導入する。
- ・ 国際的な視野を持った人材を育成するため、一般の科目を英語で学ぶこ

とも取り入れた特色ある教育課程を実施する県立中等教育学校を中央高校に設置する。

- ・ 中学校と高校が授業や学校行事などで連携する中高一貫教育を万場高校、嬬恋高校及び尾瀬高校において実施する。

市町村の中高一貫教育導入を支援する。

「高校教育改革基本方針」に係る再編整備計画の進捗は次のとおりである。

- ・ 平成 15 年度 前橋東高校（総合学科高校）
高崎北高校（全日制単位制高校）
万場高校、嬬恋高校、尾瀬高校（連携型中高一貫教育校）
- ・ 平成 16 年度 中央高校 中央中等教育学校
- ・ 平成 17 年度 藤岡高校・藤岡女子高校 藤岡中央高校（男女共学）
伊勢崎東高校・境高校 伊勢崎高校（男女共学）
伊勢崎興陽高校（総合学科高校）
伊勢崎女子高校 伊勢崎清明高校（全日制単位制高校、男女共学）
太田西女子高校 太田ルックス高校（3部制定時制、通信制）
- ・ 平成 18 年度 安中高校・安中実業高校 安中総合学園高校

平成 14 年 2 月の「高校教育改革基本方針」策定時では平成 18 年度までについて具体的な計画が策定されていたが、上記のように計画に従って再編整備が進んだことから平成 17 年 3 月に平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間の具体的な計画を策定している。

平成 19 年度以降 3 年間の計画は中期計画と位置づけ、次のような内容となっている（平成 18 年度までのものは前期計画と位置づけている）。

- ・ 平成 19 年度 前橋商業高校・前橋東商業高校 前橋商業高校
- ・ 平成 20 年度 太田東高校（全日制単位制高校）
- ・ 平成 21 年度 沼田高校・沼田女子高校 新高校（男女共学）

平成 18 年度における県立高校の学校規模と再編整備対象校の状況は次のとおりである。

1学年学級数		2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	合計
普通科高校	普通科のみを設置	松井田 櫻名 長野原 板倉 下仁田 玉村		桐生南 桐生西 富岡東 渋川女子 富岡館	高崎東 太田東 太田女子 太田林	前橋南 太田東 太田女子 太田林	前橋南 太田東 太田女子 太田林	前橋 前橋女子 高崎 高崎女子	22
	学科・コースを設置				前橋西 桐生女子 沼田 沼田女子 西邑楽	中央 藤岡中央 館林女子	桐生 伊勢崎	伊勢崎	13
	単位制		大間々			伊勢崎清明 高崎北			3
専門学科高校	農業科		藤岡北			勢多農林			2
	工業科		藤岡工業	渋川工業	伊勢崎工業 桐生工業 太田工業		前橋工業 高崎工業		7
	商業科	前橋東商業				伊勢崎商業		前橋商業 高崎商業	4
	複数の学科を設置			富岡実業 利根実業	館林商工				3
	普通科と専門学科を置く高校		吾妻 中之条 大泉						3
	総合学科			新田暁 伊勢崎興陽	渋川青翠 吉井	前橋東 安中総合			6
再編中の高校	3学年のみ在籍 (今後閉鎖)	境	太田西女子 藤岡 藤岡女子				伊勢崎東		5
	2・3年生のみ在籍 (今後閉鎖)		安中 安中実業						2
	1・2年生のみ在籍			前橋清陵		太田フレックス			2
総合計		11	7	13	15	14	5	7	72

…平成14年度～平成18年度の再編整備対象校

…平成19年度～平成21年度の再編整備対象校

…平成17年度以降3年間「活性化協議会」を設置する高校

「高校教育改革基本方針」では高校の適正規模の目安として1学年あたり4～8学級としているが、平成18年度までの再編後もその規模を満たさない高校が10校ある。このうち1学年2学級と特に小規模となっている6高校（榛名高校、下仁田高校、松井田高校、長野原高校、玉村高校、板倉高校）については、地元に高校存続の希望が強く、基本方針による判断だけでは再編が難しいため、高校と地元自治体からなる「活性化協議会」を平成17年度から3年間設置し、高校の必要性、活性化策を講じることとしている。

また、中期再編整備対象校以外の高校についても、学校の活性化又は教育内容の充実を図る上で速やかに再編整備に着手する必要があり、再編整備に係る所要の調整が図られたときは、再編整備を検討するとしている。

6 最近における県立学校をめぐる諸問題について

昨今、全国的にいじめ及び必履修科目の未履修問題が取りざたされ、社会的問題になっている。群馬県においてもこれらの問題が発生し、県立学校及び教育委員会が対応している。その主な対応状況は以下のとおりである。

(1) いじめ問題に対する対応について

昨今、いじめの問題が顕在化し、いじめを理由にした自殺事件が他県で発生している。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、憂慮すべきことである。

群馬県は文部科学省の通知を受け、いじめ問題の実態を把握するため県内の公立高校と県立特殊教育諸学校をあわせた90校に対していじめの状況について調査を行った。その結果は以下のとおりであった。

いじめの発生件数（公立高等学校関係）

区分	年度	発生学校数	割合(%)	発生件数	増減	解消割合(%)
全 国	平成17	1,223	30.0	2,191	+70	94.8
	平成16	1,115	27.2	2,121	+51	95.3
	平成15	1,094	26.6	2,070		92.3
群 馬 県	平成17	28	36.4	42	-18	95.2
	平成16	27	36.5	60	+27	93.3
	平成15	19	25.7	33		93.9

注 調査においていじめとは、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」としている。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととしている。

いじめを態様別に見ると、平成17年度では全国では「冷やかし・からかい」が最も多く、以下「暴力を振るう」、「言葉での脅かし」の順であるが、本県では「言葉での脅かし」が最も多く「冷やかし・からかい」がほぼ同数、次いで「暴力を振るう」であった。いじめの発生学校数については、増加傾向にあり、いじめがどの学校でも起こりうる可能性を示している。また、いじめの発生件数については、年度ごとに増減はあるものの、いじめが発生した場合、当該校では学校を挙げて解消に向けて対応しており、9割以上が年度内に解消しており、継続している場合でも引き続き解消に向

けて対応しているとのことである。また、高校生の特徴として携帯電話やインターネットの掲示板やブログへの中傷的な書き込み等のいじめや嫌がらせも発生しており、当該校は警察とも連携し、対応しているところである。

県ではいじめへの対応として以下のような施策や取組を行っている。

学校における「いじめ問題」に迅速・的確に対応するため、群馬県総合教育センター内に「いじめ緊急対策室」を設置し、児童生徒、保護者、教職員からの相談に応じ、相談者の意向に沿った早期解決を目指す取組を行う。いじめがあった場合、必要に応じて、当該校に直接出向き、事実関係を調査し、解決に向けて指導を行い、市町村教育委員会など関係機関との連携を強化し早期解決に努める。

臨床心理士等を県立高校 5 校に配置し、生徒・保護者・教職員のカウンセリングを行う。

県内の 8 地区に学校巡回カウンセラーを 1 名ずつ配置し、担当地区内の高等学校を週に 1 回程度訪問し、専門的立場から指導・助言を教職員、生徒、保護者に行う。平成 17 年度の状況は総相談件数 739 件、総相談回数 1,627 回のうち、いじめに関するものは、12 件、21 回であった。

校長協会と生徒指導委員会（注1）の連携を深めるため、定期的に会合を持ち、生徒指導上の諸課題について課題解決の方策等について情報交換を行っている。

上記のほかにも、生徒指導部会（注2）と教育相談部会（注3）との連携や生徒指導担当嘱託員の配置等様々な施策が行われ、また教師と生徒の信頼関係の確立や地域社会との連携等の取り組みが行われている。

注1 （群馬県高等学校長協会）生徒指導委員会

県内の高等学校長及び高等部を設置する盲・聾・養護学校長により組織され、生徒指導上の諸課題について協議・情報交換を行う。委員は例年20名前後である。

注2 （群馬県高等学校教育研究会）生徒指導部会

群馬県高等学校長協会生徒指導委員会委員及び県内公私立高等学校及び高等部を設置する盲・聾・養護学校の生徒指導担当者により組織される団体。生徒指導上の諸課題について研究調査、情報交換等を行い、県全体の生徒指導の振興、活性化を図ることを目的に活動している。

注3 （群馬県高等学校教育研究会）教育相談部会

教育相談についての知識や技術の普及・向上を目的に設置。高等学校長協会生徒指導委員会委員、各校の教育相談部または係主担当者、学校巡回カウンセラーを会員とする。

(2) 必履修科目の未履修問題に対する対応について

文部科学省の定める高等学校学習指導要領の規定により、すべての生徒に履修させる各科目（以下「必履修科目」という。）を生徒に履修させないなど、学習指導要領に反する事例が判明し、社会的問題となっている。

この問題に関連して、群馬県の必履修科目の取扱いについて、群馬県教育委員会は全県立高等学校 72 校、市立・学校組合立高等学校に対しては、関係教育委員会をとおして文書による調査を行った結果、3 校で不適切な事例が判明した。

その事態を受け、全日制の全県立高等学校 70 校を対象に学校訪問を行い、教育課程の適正な編成及び実施がなされているか、実態把握の調査を行った。調査の方法は、原則として指導主事 2 名 1 組で各学校を訪問し、教育課程表、時間割表等を用いて行い、校長や教頭、教務主任など、また必要に応じて当該科目の担当教諭から状況の説明を受けた。その結果、該当校 3 校以外での未履修はなかった。

なお、不適切と判明した県内の 3 つの高等学校（中央高校、伊勢崎清明高校、沼田高校）については、いずれも県の教育委員会に提出した教育課程表と一部異なる指導を行っていたものである。該当する 3 校の状況は以下のとおりである。

学校名	対象	内容
中央高校	平成 18 年度 3 学年 38 名 (3 学年全生徒数 235 名)	3 学年において、教育課程上は、公民の「政治経済」を実施することになっていたが、実際には世界史 B、日本史 B、地理 B を実施。
伊勢崎清明高校	平成 18 年度 3 年次生 198 名 (3 年次全生徒数 233 名)	2 年次において、教育課程上は、情報の「情報 A」を実施することになっていたが、実際には数学、数学 A の演習を実施。
沼田高校	平成 18 年度 3 学年 155 名 (3 学年全生徒数 241 名)	3 学年において、教育課程上は、情報の「情報 A」を実施することになっていたが、実際には文理系では古典、数学、理系では化学、リーディング、数理科学コースでは数学、化学を実施。

そもそも文部科学省の定める学習指導要領は、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものである（高等学校学習指導要領第 1 章総則）。

こうした方針のもとに卒業までに履修させる単位数等が決められている。必履修科目の未履修問題は、学歴社会とそれを反映した受験競争を背景として、教育委員会の権限の県立高等学校への移譲や高等学校の裁量でカリキュラムが設定できるといった環境の中で、

高等学校が生徒に受験競争に負けないようにという思料から発生したものと思われるが、逆に生徒への負担となっている。まず、生徒の進学、就職等に不利益が生じないよう配慮することが重要である。

各高等学校については、学習指導要領に基づき、適正な教育課程の編成、実施、また教育課程の進行管理についても十分留意することが求められる。

県教育委員会については、各高等学校から提出される教育課程の確認及びチェック体制を整備し、必履修科目の漏れがないようにする。また、必要に応じて学校訪問を行い教育課程や年間指導計画に基づいた授業の実施状況について確認と指導助言を強化することが求められる。

監査の結果及び意見の要約

(県立学校)

(監査の視点) 教職員等の入件費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか

1 出勤簿の記載洩れ、記載誤りについて（意見）

出勤簿の記載について、一部記載洩れ、記載誤りがあった。出勤簿は職員の勤怠管理を行う重要な書類であるため、その記入及び管理を適切に行う必要がある。また、出張申請書はその決裁・承認を確認する書類であるため適切に保管する必要がある。

2 「給与口座振込申込票」の取扱事務について（意見）

「給与口座振込申込票」に関する以下の取扱事務について適切に処理する必要がある。
「給与口座振込申込票」の受理手続 年度末の人事異動に伴う事務処理手続

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

3 随意契約選択の不適切について（結果）

予定価格が随意契約によることができる場合の限度額を超過していたにもかかわらず、随意契約となっており、また、随意契約を採用した理由も明記されていなかった。
地方自治体が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、安易に随意契約を採用すべきでない。随意契約を採用する場合には、関係法規に従い、適切に執行されたい。

4 予定価格の積算根拠が不明な事例について（結果）

平成16年度の指名競争入札による契約において、予定価格の積算根拠が不明な案件が1件あった。指名競争入札の予定価格の積算根拠は適切に作成、保管し、適正に積算されたことを説明できる状態にしておく必要がある。

5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて（意見）

指名業者、見積徴取業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。見積合せの業者の拡大や競争入札の可能性の模索など競争原理による経済性の追求を十分に検討されたい。

6 随意契約において見積合せの省略理由が不明確な事例について（意見）

見積合せの省略理由が不明確な事例が見受けられた。

特に一者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客觀性、合理性の確保、学校経営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、慎重に検討されたい。

7 支出回議書に添付される業者請求書の日付記載洩れについて（意見）

業者からの請求書に請求日付の記載のないものが多数見受けられた。学校側の受付日付印、検査済み印はあるものの、実際の納品日が明確でなく所定の手続き以前の納品であっても検証できない状況にある。

請求書日付の記載を徹底するよう業者を指導する必要がある。

8 くじ引きの経過資料の保存について（意見）

指名競争入札方式において入札価格が同額である場合のくじ引きの方法が経過資料の残らない方法によっている。

阿弥陀くじなど書類として残る方法を採用することとされたい。

9 請書徵取の省略の範囲について（意見）

契約金額が100万円未満の契約であるものの、契約の性質や目的を勘案して請書の作成を省略すべきではないと考えられる契約についても省略されている事例があった。

請書の省略については、契約の性質・目的についてより慎重に判断し、金額基準のみで判定することのないよう留意する必要がある。

10 契約の解除について（意見）

契約の解除に関して書面を交わしていないため、その事実や解除に関する合意内容について客観的に確認できない状況にある。

契約の解除にあたっては、解除後のトラブルを回避するためにも契約解除に関する合意内容を契約先双方で書面を交わしておくことが必要である。

(監査の視点) 教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか**11 備品の現品確認について（結果）**

備品の現品確認は、県財務規則第231条に規定されており、現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。しかし、定期的な現品確認を実施していない学校や、実施していてもその方法につき改善の必要性が認められる学校があった。

規定に従い実施すべきである。

12 寄附受け入れ手続きの洩れについて（結果）

備品の寄附につき規則に則った受け入れ手続きをしていないものがあった。

本来、寄附受けしたものは、取得時点において3万円以上の価値があるものであれば明らかに寄附受けが必要であり、手続を行い備品台帳に登載すべきである。

総 論

1 3 薬品等の管理状況について（結果）

毒物・劇物に指定されている薬品を取り扱っていることから、適切な保管管理等に努める必要がある。個々の学校において程度の差はあるものの、薬品の管理が不十分であり、盗難、事故等のリスクに対する備えができていないと判断された学校があった。薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

1 4 備品の現品確認の方法及び対象範囲の見直しについて（意見）

財産の管理方法や設置場所等を勘案し、どのように現物確認を実施すれば正確にかつ効率的に行えるか検討したうえで現品確認に関する具体的な内容を決めた内部規程を作成することが望まれる。また、「取得価格又は評価額が3万円以上のもの」という現行の基準に関して、備品管理の意義・必要性及びその実施に要する労力の比較や現在の物価水準の検討等を行い、適正な備品管理の範囲の見直しを行うことが望まれる。

1 5 備品整理票の貼付について（意見）

備品整理票の貼付について以下の改善すべき事項が散見されたので改善されたい。

- (1) 貼付剥れ。
- (2) スポーツ器具、楽器等使用状態が激しく備品整理票が剥がれてしまっているもの。
- (3) 平成11年度に電算管理が一新され、それ以前の取得物品について旧備品整理票しか貼付されていないもの。
- (4) 教育用コンピューターについては教室全体で「一式」として計上されているもの。

1 6 必要がなくなった物品について（意見）

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

必要がなくなった物品について交換、管理換等適切な処理ができない場合は県財務規則第231条により速やかに不用決定をし、その上で廃棄する必要がある。

1 7 公有財産台帳の管理について（意見）

施設の現況と諸台帳、図面等との符合の適否についての調査を義務付けることが必要であり、所有している土地・建物・工作物に関するデータは遺漏なく財産台帳に登録されていなければならない。

また、明らかに備品に該当するものが、建物の一部に含まれており、備品購入時の入札及び財産管理を適切な単位で実施するためには、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定める必要がある。

1.8 未利用施設の対策について（意見）

現在使われておらず今後も利用見込みのない古い建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に対策を講じる必要がある。

1.9 老朽化した建物について（意見）

老朽化し、補修が必要な建物・施設については早急に対策を講じる必要がある。

2.0 演習林について（意見）

広大な面積の演習林については、学校生徒数の規模に比し、過剰施設であると思われる。また、そのほとんどが使用されずに放置されており、演習林の意義、必要性、適正な維持管理の方法及び維持経費の見積もり等の検討を行い、今後の管理のあり方について早急に検討する必要がある。

2.1 県の機関における機器備品相互利用の推進について（意見）

監査対象校の施設を視察した際、古い機器類が散見されたが、予算不足で更新できないケースが多くかった。限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。

2.2 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について（意見）

学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書の取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。学校の規模や歴史・利用実態・性格を考慮し、これらに対する指針を策定することが望ましい。

(監査の視点) 収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか

2.3 授業料免除基準の運用について（結果）

家庭貧困の場合の授業料免除の基準の運用について、「群馬県立学校授業料等徴収条例」では資産状況の調査も検討するとされているが、「県立学校生徒の授業料免除取扱要領」では要求されていない。実際の運用面は取扱要領に則って行われているので、条例の趣旨と異なる基準で運用されることになる。授業料免除の取り扱いについては、条例、取扱要領等の整合性を保つよう検討すべきである。

2.4 生産物の販売に係る収納事務について（結果）

生産物収入については適時に収納決議をすべきである。販売代金はすべて収納されなければならない。なお、野菜の収穫、販売にかかる生産物出納簿を作成することが望まれる。

総 論

2 5 授業料の未納状況について（意見）

授業料未納者のうちに実質的に不納欠損処理すべきと思われるものがあった。事実関係を調査の上、必要に応じ不納欠損処理を行う必要がある。

2 6 ペット犬の販売について（意見）

応用動物コースでペット犬を販売しているが、その販売高の大半を1社のペット業者に販売しており、他の業者からの見積書等を入手していない。

ペット犬の価格については、1社のペット業者に偏ることなく、他のペット業者からも見積書を入手して価格を設定する必要がある。

2 7 果樹の販売価格について（意見）

果樹の販売価格は毎年同じ価格で販売しているが、市場価格の変動を考慮したうえで決定する必要がある。

2 8 教育実習生の実習謝金について（意見）

教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度の検討が望まれる。

(監査の視点) 学校徴収金及び団体徴収金(PTA会費等)の金銭の徴収・管理は適切に行われているか

2 9 学校徴収金に関する規程などの整備について（結果）

学校徴収金の徴収・管理・執行が厳正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をするべきである。

また、学校徴収金を納付している生徒や保護者に対して学校徴収金の使途や収支の状況などについて透明性を確保し、説明責任を果たすためにも適切な情報開示が行われるようにされたい。

3 0 学校徴収金の管理が適切でない事例について（結果）

学校徴収金の管理が適切でない以下の事例があった。

- (1) 学校で預金通帳及び帳簿、証憑類が保管されていない事例
- (2) 支出の根拠となる証憑類（請求書、領収書など）が適切に保管されていない事例
- (3) バッチ・ステッカー会計において販売金や売上帳の管理が適切でない事例

学校徴収金に係る預金通帳や帳簿、証憑類は、学校徴収金が適切に支出されていることを証明する書類であり、年度末に第三者（管理職等）の監査を受けてから決算報告し、学校が一定期間適切に管理保管すべきである。

3.1 学校が負担すべき支出を私費会計で負担していることについて（意見）

表題につき以下の事例があった。

- (1) 学校施設の清掃に係る費用について清掃費として生徒・保護者から徴収している事例
- (2) 進路指導に関する経費やパソコンの購入について私費会計から支出している事例
- (3) 本来学校が負担すべき会費や受講料等がPTA会計から支出されている事例
- (4) 私費会計から学校の事務補助員の給料等を支払っている事例
- (5) 研究助成金がPTAの特別会計に計上されている事例
- (6) 教員の生徒部活動に伴う旅費について取扱が明確でない事例
- (7) 学校の修繕等に使用されている事例

支出の趣旨、目的や内容を吟味して、本来学校が負担すべきものと私費として生徒・保護者が負担すべきものの区分を明確にする必要がある。

また、これらの費用の負担を生徒・保護者に求めていることについて学校としてその根拠を明確にし、生徒・保護者への説明と理解を得る必要がある。

3.2 生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約等がない会計について（意見）

生徒・保護者からの徴収根拠となる規程・規約がなく、会計報告・監査も行われていない会計があった。学校徴収金として生徒・保護者から金銭を徴収するにあたり、規程・規約がない状況は早急に改善する必要がある。また、PTA等の団体徴収金に関しても、その資金の徴収・管理の事務委託を受けている以上、会費徴収に関する規程・規約がない状況では受任事務の執行に支障をきたすので、その整備を行うよう関連諸団体に通知する必要がある。会計報告・監査についても同様である。

3.3 過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計について（意見）

過去の余剰金を繰越金としてそのまま引き継いでいる会計があった。学校では資金源泉について把握していない。資金の使用権限の所在が明確ではなく、長期間にわたって残高だけが繰り越されている状況は、不適切な使用や不正のリスクを高めることになりかねない。資金の使用目的や徴収の源泉について調査をし、使用権限や管理責任の明確化を図る必要がある。また、会計の適正性及び情報の開示のため、決算報告と監査は行われる必要がある。

3.4 他団体からの管理委託金としての見直しが必要な会計について（意見）

百周年事業会計については、実質的に同窓会からの管理委託金の性格を有するが、委託契約もなく管理責任等が曖昧な状態になっている。

同窓会等の諸団体に属するものについて学校が管理を委ねられる場合には、管理を委託された資金として明確に位置づけるとともに、委託契約を締結するなど、学校の管理

責任の範囲を明確にする必要がある。もし当該資金が学校（県）に属するのならば、歳入処理を行うなど適切な処理を行う必要がある。

3 5 学校徴収金の徴収金額の妥当性について（意見）

実費支弁的な意味合いを持つ学校徴収金については、余剰が出れば生徒・保護者に返金すべきものであるので、適正な受益者負担を図るため、過剰な残高が残らないような適正額を算出して徴収するように改善されたい。

3 6 修学旅行積立金の取扱について（意見）

- (1) 修学旅行積立金の集金につき、小学部の場合は、受領した金銭をそのまま職員室の金庫に保管しているが、受領から支出するまでの間の帳簿等への記帳がなされていない。口座を開設して保管するべきであり、小学部、中学部とも金銭を受領した段階で現金出納帳に記帳する必要がある。また、通帳への入金を即座に行う必要がある。
- (2) 余剰金を返金した場合に、生徒・保護者から領収書を取り付ける必要がある。

3 7 校外模試について（意見）

- (1) 教諭に支払われる監督代については、教育委員会からの兼業・兼職許可を得ることを検討する必要がある、徴収金（各学年会計）から監督代の支払いを行っているが、所得税の源泉徴収手続きが必要である。
- (2) 校外模試の余剰金から進路指導主事に総括試験監督費を支払っているが、支払いの根拠について見直されたい。また、講演会等の講師謝金や各種問題集等の購入の適否につき検討されたい。
- (3) 校外模試の支払証憑は現金管理責任者である学年会計担当者が原本を保管する必要がある。

3 8 進路指導会計から支出されている補習手当について（意見）

教職員が進路指導会計から支出を受ける補習手当について、教育委員会から兼職・兼業許可を得ることを検討する必要がある。

3 9 入学時に係る学校徴収金の範囲について（意見）

入学時に係る費用を生徒・保護者から徴収しているが、この中には体育着や実習着等の費用も含まれ、広範囲にわたっているため徴収側の学校の事務作業が煩雑になっている。

指定物を指定店で生徒が自ら購入すれば足りるものと思われるため、学校徴収金の範囲について見直す必要がある。

4 0 他団体から委任されている事務の不適切について（意見）

県立学校は、PTA等の関連団体から資金の徴収事務や資金の管理事務などを委託されているが、その代行事務の執行において以下の不適切な事例があった。

- (1) 定時制の給食担当職員に、任意団体の「その他特別会計」から謝礼を支給しているにもかかわらず、任意団体として所得税を源泉徴収していない学校があった。
- (2) 生徒部活動での遠征に伴う生徒の旅費について、宿泊費（部活動後援会費）が過大支払いになっている学校があった。
- (3) PTA会計に関する証憑には宛先が学校長宛になっている事例が多く見られた。
これらについても適切に行う必要があり、改善されたい。

4 1 私費会計についての監査の必要性について（意見）

公立学校の私費会計については、現在県として有効なチェックは行われていないが、生徒・保護者からの徴収金で賄われていること、取り扱う金額の大きさ及び内部統制組織の脆弱さ等を考慮すると、リスクが高く、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことが必要と思われる。その必要性や危険負担（県の管理責任）の検討を行い、教育委員会の検査・指導や監査委員監査が実施できるような仕組みの見直しを行う取り組みが求められる。

（監査の視点）情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか

4 2 生徒情報システムの情報セキュリティについて（結果）

標記システムのサーバーへのアクセスにはIDやパスワード等の制限もなく自由にアクセスでき、すべての端末機械には印刷機がセットされており、印刷は自由にできる状態である。これでは生徒の個人情報の保護に関して対応が不十分である。

生徒情報システムには生徒の個人情報が多量に含まれており、サーバーのアクセスにはIDやパスワード等一定の制限をかけるべきである。また、万が一情報の漏洩等が生じた場合に、誰が持ち出したかなどが究明できるようにアクセスログの記録と保管が必要である。

4 3 情報セキュリティに関する規程の内容について（意見）

表題につき、以下の点につき改善の必要性が認められたので、見直しが求められる。

外部メモリとの接続を制限するといった事項が入っていない。

教育予算が厳しいため個人用パソコンの使用を容認しているが、ネット接続基準について不適当なソフトが入っていないかどうかの確認を求める事項が入っていない。学校所有のパソコンに余計なソフトが勝手に入れられていないかといった管理についての事項が入っていない。

送信メールのモニタリングにより不適切なデータ送信が行われていないかを管理するといったメールに関する規制が入っていない。

また、個人の人的セキュリティについては、コンプライアンスや個人的良心、良識等に任されている部分が多いと思われる。組織的な仕組み、システム（チェック、報告等）を工夫する必要があると思われる。

4.4 データ管理方法について（意見）

教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、MO等の大容量記憶装置に保管することを推奨しているが、MO等の記憶装置の保管方法についてさらに強化されたい。記憶装置をセキュリティ担当者等の責任者が集中管理すること、記憶媒体の持ち出し状況の管理を徹底するといった施策を検討されたい。

また、データの保管用に使用する記憶装置を限定し、安易に複数の記憶装置にデータが保管されるようなことがないような方策を検討されたい。

ネットワークに接続しているパソコンに個人情報を含んだデータが保管されていないかどうかについては、定期的にセキュリティ担当者によるチェックが行われることが望ましい。

4.5 個人用パソコンの使用に関する管理について（意見）

個人用パソコンの使用について、台数把握等の管理もされていない学校があった。

個人用パソコンの使用を容認する場合、その管理には特段の注意を払う必要がある。台数、所有者名、機種名及び接続ネットワーク名等の記録、管理はもちろんのこと、不適当なソフトの有無、データ持ち出しのリスク等厳重に対処する必要がある。

（監査の視点）その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか

4.6 行政コスト計算書の活用について（意見）

県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環としての県立学校の運営についても効率的、経済的な運営が求められる。経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義的な考え方による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し活用する必要がある。

監査対象学校の行政コスト計算書の試算結果は次のとおりである。

(平成17年度) (単位:千円)

区分	前橋女子	勢多農林	前橋工業	高崎商業	新田暁
人に係るコスト					
教職員人件費	461,788	551,008	887,821	573,507	402,653
臨時嘱託等人件費	11,661	19,758	15,329	14,162	22,366
退職給付費用	44,746	41,832	73,048	56,786	27,345
計	518,197	612,599	976,199	644,456	452,366
物にかかるコスト					
物件費	538	411	1,422	1,311	995
維持管理費	27,020	71,814	51,241	43,789	29,766
減価償却費	44,087	122,627	237,989	56,716	98,262
計	71,646	194,853	290,654	101,816	129,024
その他のコスト					
その他	8	321	107	163	31
計	8	321	107	163	31
行政コスト合計	589,851	807,774	1,266,961	746,437	581,422
(収入項目)					
教育施設使用料	108,699	73,965	89,446	103,069	47,647
生産物売払収入	0	23,730	0	0	0
雑入他	29	591	154	10	0
収入項目合計	108,728	98,287	89,601	103,079	47,647
差引行政コスト	481,123	709,486	1,177,360	643,357	533,774
生徒数(人)	964	694	904	973	499
生徒一人当り行政コスト(円)	499,090	1,022,315	1,302,390	661,210	1,069,689

区分	沼田	利根実業	万場	盲学校	榛名養護
人に係るコスト					
教職員人件費	436,770	494,610	177,622	564,839	929,640
臨時嘱託等人件費	11,205	21,831	10,550	28,904	21,392
退職給付費用	34,234	38,279	9,487	49,416	66,205
計	482,210	554,721	197,660	643,160	1,017,238
物にかかるコスト					
物件費	429	2,251	4,628	361	1,986
維持管理費	25,315	58,160	14,474	42,847	74,170
減価償却費	40,208	127,563	40,248	50,120	34,098
計	65,952	187,974	59,350	93,329	110,255
その他のコスト					
その他	114	260	380	0	122
計	114	260	380	0	122
行政コスト合計	548,277	742,957	257,392	736,489	1,127,616
(収入項目)					
教育施設使用料	77,812	55,437	16,436	0	18
生産物売払収入	0	15,020	0	0	0
雑入他	0	203	542	830	158
収入項目合計	77,812	70,661	16,979	830	176
差引行政コスト	470,465	672,295	240,412	735,659	1,127,439
生徒数(人)	736	516	158	54	147
生徒一人当り行政コスト(円)	639,220	1,302,898	1,521,601	13,623,325	7,669,655

1人当たり行政コストを比較すると盲学校と榛名養護が他の県立学校と比較して非常に高い値を示している。これは目の不自由な生徒や知的障害の生徒に対応するため、生徒1人当たりに必要とされる教職員数が他の学校と比較して当然多くなることが影響している。

また、両学校については通学が困難な場合があるため寄宿舎を設置し、24時間体制で生徒に対応しているといった特殊要因もある。

次に特殊教育諸学校を除いた1人当たり行政コストを比較してみると、生徒1人当たり最もコストをかけている学校は万場であり、利根実業と前橋工業が続いている。万場は行政コスト総額では他の県立学校と比較して低コストとなっているが、生徒数が少ないため1人当たりに換算すると多額のコストをかけて運営されていることがわかる。

前橋工業と利根実業は工業系の学科を設けている高校であり、実習のために機械等の設備を設置する必要があることや、工業系の学科を教えるための教員を配置する必要があることなどから1人当たりにかかる行政コストが高くなる傾向にある。

新田暁は総合学科という位置づけの高校であるが、生徒が多数の科目から選択できるといったメリットがあることと引き換えに、それに対応する教員や施設を配置しなければならないことから、生徒1人当たりの行政コストが比較的高くなるといった傾向がある。

行政コストの構成比と合わせて見ると、物にかかるコストの割合が高い勢多農林（約24%）、前橋工業（約23%）、新田暁（約22%）、利根実業（約25%）、万場（約23%）といった高校は、生徒1人当たりの行政コストがそれ以外の高校と比較して高くなる傾向にあり、商業高校は同じ実業系の高校ではあるものの物にかかるコストの割合が普通科の高校と近く、1人当たり行政コストも普通科の高校と同様に低い傾向にあることがわかる。

行政コストの構成比率を見ると、各高校により人に係るコストと物にかかるコストの割合が異なることがわかるだけでなく、どの高校であっても人に係るコストの割合が7割以上を占める状況にある。このことから考えても、人件費部分が別途集計される現行の収支では各学校にかかる費用を集計するという観点からは十分ではなく、行政コスト計算書を作成することの有用性は十分にあると考える。

(教育委員会事務局)

管理課

4 7 回議書に記載すべき事項の記載洩れについて（結果）

回議書に記載しておくべき事項が記載洩れになっている事例が検出された。

関係法規に従って、回議書で起案された事項が適切に承認され、執行されたことを適切に記録すべきである。

4 8 指名競争入札における落札率の高い契約について（意見）

指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的に生かされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。以下はその主な方策である。

(1) 一般競争入札の範囲の拡大

(2) 入札状況の監視について

(3) 指名競争入札の改善策

指名業者数の拡大

指名業者選定方法の公正化（指名業者選定委員会による選定等）

指名業者選定方法、入札手続きの開示、透明性の確保

電子入札、郵便方式による入札の採用

工事内訳書の提出

4 9 教職員公舎について（意見）

教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。

また、群馬県の公舎利用料算定基準による月額使用料は、建設コストも回収できない水準であり、経済的合理性に乏しい状況であるので検討を要すると思われる。

5 0 火災共済付保状況について（意見）

校舎等学校施設の火災保険加入率は 16.6% しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から、保険料支払いの行政コストとの比較検討を施設ごとに行い、経済合理性のある県有財産の付保管理を行う等の見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。

総 論

5.1 高校建設工事における分離・分割発注について（意見）

高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。

5.2 指名競争入札における複数回の入札による落札について（意見）

指名競争入札において第1回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、すべての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。

指名競争入札1回目で不調の時は、指名業者を入れ替える、または一般競争入札とすることも検討されることが望まれる。

5.3 仮設校舎リース契約における問題について（意見）

仮設校舎リース契約の指名競争入札契約において、改善すべき点が見受けられたので、以下の取り組みが望まれる。

- (1) 指名競争入札における指名業者選定については、リース業者のリース物件供給能力、財務安定性に重点をおいた審査が行われる必要がある。
- (2) 使用開始に先立つ建築完了時に、正式に完成検査の手続きを要するものと定める必要がある。

5.4 県立学校の耐震診断及び補強工事について（意見）

補強工事未実施の99棟については、予算の制限、高校統合等の今後の改革ビジョンによって今後使用しなくなる可能性のあるもの、補強工事をしても建築後相当年数を経過しているものについては耐用年数の延長を伴わない、等の理由から、今後すぐに着手できないおそれがある。

実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、県民の安全を第一に考え、早急に工事を完了することが望まれる。

5.5 学校校舎・施設の大規模改修計画について（意見）

学校校舎・施設の大規模改修については計画的に対応すべきであるが、現在、限られた予算の中で耐震補強工事を最優先に実施しており、他は応急的な修繕を実施している状況である。

しかしながら、近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないものと思われる所以、大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。

福利課

5 6 恩給等支給誤りについて（結果）

恩給等を支給している 1 名について、 軍人の実在職年の計算誤り、 戦地外（内国）戦務加算の誤り、 講師期間の算入の計算誤り、 仮定給料年額の適用号俸誤りにより、 支給金額の算定に誤りがあり、 959,400 円の支給不足が生じている。

支給金額の誤りについては、 早急に是正するとともに、 今後恩給等の計算について、 関係法規に基づき適切に行われたい。

5 7 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について（結果）

群馬県教職員互助会の退職給与引当金の計算において、 期末要支給額を自己都合による退職支給額で計算するところ、 平成 17 年 3 月決算末から勧奨退職による退職支給額に基づき計算をしている。

この計算額は、 群馬県教職員互助会に対する補助金交付額算定の基礎になる金額であり、 適正な退職給与引当金の計算が行われるよう群馬県教職員互助会を指導されたい。

5 8 群馬県教育委員会職員（事務局・県立学校等）の定期健康診断について（意見）

過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託し、 競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。 隨意契約の理由や指名人選定理由についてその内容を検討し、 競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、 比較検討すべき単価として、 最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、 チェックすることが求められる。

5 9 退職手当の将来負担額について（意見）

将来において退職手当の大幅な負担の増加が見込まれる（平成 17 年度の実績と比較して、 教職員全体で最高 196%（平成 28 年度）、 県立学校で最高 160%（平成 32 年度））。

県としても財政状態が厳しい中で、 今後の退職手当支給に備えての財源確保等の対策が必要と考える。 また、 今後は、 将来の退職手当負担見込額や県財政への影響を把握した上でその対策を検討していくべきであると考える。

学校人事課

6 0 人事異動に関する処理について（意見）

県の人事管理の重要な資料がいまだに手書きカード（人事記録カード）で手書き管理が行われているという現状は甚だ能率が悪く、 改善する必要がある。 電算機の環境を考えるとデータ化は早急に取り組むべき課題である。

6 1 教育職と一般行政職の給与水準の比較について（意見）

教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見直しを行う時期に来ているのではないかと思われる。

県の教育職と一般行政職の給料表の格差については、今後、国でその取扱いを決定するので、群馬県としては、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

6 2 「教職調整額」について（意見）

「教職調整額」は、教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじまないため、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外し、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して支給する給料相当の性格を有する給与である。

しかし、勤務の実態如何にかかわらず一律に支給することは業務に積極的にかかわっている教諭とそうでない教諭を同等に扱うことになり、かえって不公平である。

「教職調整額」については、現在、国でその取扱いを検討しており、群馬県としては、国での見直しがなされた場合には、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

6 3 平成 17 年度までの人事評価の問題点について（意見）

これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評定書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。

人事評価制度を見直し、評価項目や評価方法等を改善する必要がある。また、人事評価は相対的な側面もあることから、抽象的な表現をしないこと、評価の根拠を明確にすること等検討することが望まれる。

さらに、人事評価の給与等への反映及び評価対象者に対する開示についても取り組みが求められる。また、外部有識者による人事評価システムづくりへの参画についても検討することが望まれる。

6 4 平成 18 年度からの人事評価と優秀教員表彰について（意見）

県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきており。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成 18 年度より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価とが混在している。

新しい人事評価制度を基礎に客観的に優秀教員の表彰ができるよう改善されるとともに、表彰がマンネリ化しないような配慮が望まれる。

高校教育課

6 5 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について（結果）

標記の奨励金の債権調書（管理簿）上の残高と実際残高の間に不一致があった。この誤りは、これまでの記帳方法が、単年度の個別発生・消滅のみの計算に終わり、前期末残高に対する発生・消滅の結果及びるべき残高との検証手続きが行われていなかったことに起因している。適正な残高の把握を徹底すべきである。

6 6 高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて（意見）

- (1) 奨励金支給対象者の範囲がかなりの高所得者（給与総額で年 4,162,500 円まで）まで及んでいると思われる所以、奨励金支給対象者の基準について、修学生の置かれている状況、平均的な給与水準等を考慮した条件・金額等の見直しが必要と思われる。
- (2) 教育委員会が適当と認める保証人 2 人を立てることが義務付けられているが、保証人の保証能力の審査はできていないのが実情である。保証人の所得証明等、保証能力を判断できる資料を提出させるべきと思われる。

6 7 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について（意見）

高校入試問題の印刷に関しては、従来から情報漏えい防止のため細心の注意を払っているが、情報漏えいの防止文書は、仕様書に 1 文努力義務規定を設けているのみである。契約時点で、特定書面を交わすことが望ましい。

6 8 隨意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について（意見）

平成 17 年度「夢実現・進路プラン 学力向上授業改善事業」及び「ぐんま未来塾演習等業務」については一者随意契約が行われている。見積合せ省略理由は、「契約の相手方が該当するプログラムやツールを要する唯一の業者である」とあるが、唯一であるかどうかについての調査過程が明らかでない。

仕様を公開したうえで、可能な限り、見積合せか入札を実施することが望まれる。

6 9 高校改革・改編等の効果の測定、評価について（意見）

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、教育費国庫負担の減少、地方分権化の進展、厳しい県予算の状況等、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。例えば、新しいタイプの高校の設置等や、1 学年当りの適正規模を満たさない普通高校についての行政コスト増について検討が必要となると思われる。

改革が生徒のニーズや時代の変化に合致していたのか、また当初の想定したものとの乖離状況や諸問題点、さらには改革の実施に伴う行政コストの負担増の評価等、改革による効果を正確に認識し、このような分析・評価を今後の学校に対する指導、予算編成や改革計画にフィードバックし、経済的・効率的な高校教育改革を実施することが望まれる。

スポーツ健康課

7 0 群馬県立学校児童生徒健康診断の業務委託について（意見）

現在受診者数、受診率、未受診理由の調査、取りまとめ等については実施していないが、学校保健法に定められた重要な健診であるので、受診状況の内容を把握・分析しておくことが望まれる。

委託状況については、過去 15 年間同一の財団法人 1 社に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由について内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

7 1 群馬県立学校室内空気検査実施委託について（意見）

標記の室内空気検査業務については、過去 3 年間 6 者指名競争入札で契約しているが、予定価格の設定に見直しをすべき点が見受けられた。

平成 17 年度の落札価格は結果として平成 16 年度よりも下落したが、予定価格の設定については前年度契約価格を参考にする等改善の余地があると思われる。

7 2 群馬県立学校簡易水道検査実施委託について（意見）

標記の簡易水道検査業務については、一者随意契約で委託しており、「委託金額は決定されている」との理由から、見積書の徴収は省略しているが、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

7 3 学校給食の外部委託について（意見）

県の職員による給食の調理コストは民間のそれに比し明らかに高額であると思われる。給食業務の効率化を図るために外部への業務委託を検討する必要がある。

・ コスト比較	榛名養護学校	(校内調理)	1 食当りの単価	425.47 円
	" 沼田分校	(外部委託)	1 食当りの単価	217.81 円

群馬県総合教育センター

7 4 講師等への謝礼の一者随意契約について（結果）

一者随意契約の見積合せ省略理由の記載がないものがあった（報償費の講師等への謝礼で、予定価格が 10 万円以上の契約）。

一者随意契約は県財務規則第 190 条第 1 項第 2 号で認められているが、例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客觀性、合理性の確保、教育センター運営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、適切に対応されたい。

7 5 備品の現品確認について（結果）

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

しかし、供用者が実施した現品確認の結果の回収は完全ではなく、不明資産の調査やシールの貼付状況の調査、必要がなくなった物品の状況の調査も行われていない。また、物品管理者への報告も行われていなかった。

したがって、教育センターが実施した手続は、実在性の確認が網羅的ではなく、必要性に関する手續が実施されていないこととなる。規定に従い実施すべきである。

7 6 薬品の管理状況について（結果）

薬品の管理状況について

- (1) 日常の管理や現品確認の方法について教育センター内部の規定が作成されていない。
- (2) 現物照合は平成 17 年 3 月以降前任者が行って以来実施した形跡がない。
- (3) 金属製の薬品保管庫が 2 台あるが、1 台は利用されておらずガラス戸棚の保管庫で保管している。
- (4) 取得後相当期間経過した薬品が保管されている。

等の問題があった。薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

7 7 教育課題調査研究の成果の普及について（意見）

教育センターは、調査研究内容の焦点化、児童生徒学力向上調査研究、群馬大学との連携による共同研究の 3 項目につき重点的に取り組んでいる。調査研究に関しては、特に教育センター改革の主要テーマであり、平成 18 年度より改革方針に基づき開始されているが、調査研究の成果の普及に関する取り組みは十分ではないと思われる。

その成果を各学校等に広めるように努めることが望まれる。

7 8 研修の充実について（意見）

初任者研修等に関して国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

夏季休業研修を中心とする長期休業期間に集中している研修については、改善を図り、実施時期、内容等の再検討を行う必要がある。稼動の低い時期（2、3 月）の有効利用のためには現在実施している会議可能なスペースとしての活用方策の拡大も検討されたい。

また、研修の立案・運営に当たっては、県内各大学や研究機関等及び研修機関との連携を図り、各市町村教育委員会との対応も重複や競合を避け、きめ細かに行う必要がある。

総論

7.9 個人別研修評価について（意見）

国が導入を検討している教員免許更新制度も視野に入れ、教職員についてもその専門的能力や教育者としての質の維持、研鑽等は欠かせないものになっているといえる。

教育者としての自己研修、専門的能力の向上が求められている中、個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は今後の課題として取り組む必要があり、義務履修単位の設定等についても検討することが望まれる。

8.0 教育研修員育成事業に係る課題について（意見）

教育研修員研修については、将来教員集団をリードしていくことが期待される教員を対象としているが、より一層指導力をつけたい教員を対象とした研修も実施し、指導力の底上げを図る必要がある。

また、指導力向上研修については、学習指導や生徒指導、児童生徒や保護者への対応等に課題を有する教員に対する研修であるが、市町村教育委員会・所属校職員等への研修制度の周知徹底が十分とはいえないと思われる。制度の内容を充実する意味からも市町村教育委員会・所属校職員等への周知徹底を図る必要がある。

8.1 学校教育活動支援事業について（意見）

カリキュラムセンター、子ども教育支援センターともに今後重要性が増すと思われる所以業務の効率化が求められる。そのためには窓口業務・資料検索・運用管理等の効率化のための電子化を進めることが必要である。

また、関係機関相互のネットワークづくりをさらに進めて、相談活動の充実と相談関係者の資質及び技能の向上を図ることが求められる。

8.2 備品管理における一式管理について（意見）

個々に利用し、管理すべき備品が備品管理台帳上、一式管理されている。備品管理台帳へは、契約ごとに一式に登録するのではなく、個々の備品の利用目的に沿って登録する必要がある。それにより備品整理票は利用目的に沿った本来の一式の備品に貼付されることになるため、現品確認がしやすくなり、備品の管理は明確になる。

8.3 備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について（意見）

コンピューターを調達するにあたって購入契約とリース契約による場合があるが、緊急導入の必要性や経済性等を比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

比較項目としては、リース料率、金利の動向、使用中のメンテナンス経費負担の状況及びコンピューター環境への対応の柔軟性等が考えられる。

8 4 宿泊棟施設の利用状況について（意見）

宿泊棟の低い稼働状況の中、今後、宿泊研修のあり方について検討が必要である。その上で宿泊棟を利用するのであれば、雨漏り等の修繕も必要であろうし、ボイラーの入換等も必要である。県民財産を有効に活用することを念頭において宿泊棟の利用を検討されたい。

8 5 重要物品の利用状況について（意見）

教育センターは教職員の研修センターではあるが、その保有している備品は県民財産の一つであり有効利用されるよう努められたい。

重要物品の稼動状況の調査を適宜行い、低稼働のものは他の学校や試験研究機関等での利用も含めて、活用方法を見直すことが望まれる。また、購入にあたっては、その必要性や導入効果等を十分検討する必要がある。

8 6 光熱水費節減について（意見）

光熱水費の節減策として、職員も周知徹底し節電を心がけているが、夜間電力の利用、契約電力を上回ると警報が鳴る電気使用量警報システムの設置等有効な対策を検討されたい。

(別紙 監査の結果及び意見の件数)

今回の包括外部監査の結果と意見の件数は、次のとおりである。

区分	結果	意見	合計
(県立学校)			
教職員等の人事費に関する事務の執行は関係法規に従って適切になされているか	0	2	2
入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか	2	6	8
教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか、また、有効に活用されているか	3	9	12
収入に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか	2	4	6
学校徴収金及び団体徴収金（PTA会費等）の金銭の徴収・管理は適切に行われているか	2	11	13
情報機器の利用に伴う管理は適切になされているか	1	3	4
その他支出に関する事務の執行及び管理は関係法規に従って適切になされているか、また管理運営は効率的に行われているか	0	1	1
(教育委員会事務局)			
管理課	1	8	9
福利課	2	2	4
学校人事課	0	5	5
高校教育課	1	4	5
スポーツ健康課	0	4	4
群馬県総合教育センター	3	10	13
合 計	17	69	86